

別表第2（第2条関係）

項	事務	名称及び額（1件につき）				徴収時期	
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。） 第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数を加えた額）の手数を加えた額）					
		(1) 申請に併せて区分が指定する者（以下この表において「適合性確認機関」という。）が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）			4,700円	認定申請のとき
		共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）	住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの		4,700円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		9,400円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		16,000円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		27,000円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		45,000円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		82,000円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		131,000円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		170,000円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		185,000円	
一の建築物の	住戸の部分（人の			建築物の総戸数が1戸のもの		4,700円	

申請の場合	居住の用途に供する部分に限る。以下この表において同じ。)	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円
	共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この表において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000	126,000円

		平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
	非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分という。以下この表において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
その他の建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円
		建築物の延べ面積が300平方メートル	16,000円

			を超え1,000平方メートル以内のもの	
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	126,000円
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	160,000円
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	200,000円
(2) その他の場合	一戸建て住宅			35,000円
	共同住宅等	住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの	35,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	600,000円
		一の建築物の申請の	住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの
				建築物の総戸数が2戸のもの
				35,000円
				69,000円

				戸以上5戸以下のもの	
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000円
			共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	109,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	180,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	280,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	359,000円

			もの	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	429,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	500,000円
		非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	242,000円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円
	その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		242,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		300,000円

				建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円	
				建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円	
				建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円	
				建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円	
				建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円	
2	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第55条第2項の規定において準用する法第54条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について別表第1の72の項の1から3までに掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表72の項の4に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表72の項の6に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				
		(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	一戸建て住宅		3,300円	変更認定申請のとき
		共同住宅等	住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの	3,300円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円	
				一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円	
				一の共同住宅等のうち同時に	122,000円	

			申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの	
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	134,000円
一の建築物の申請の場合	住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円	
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,600円	
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円	
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	19,000円	
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,000円	
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	58,000円	
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	93,000円	
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	122,000円	
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	134,000円	
		共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
			当該部分の床面積の	56,000円

					合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
			非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円

			もの	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
	その他の建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,500円
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
(2) その他の場合	一戸建て住宅			18,000円
	共同住宅等	住戸ごとの申請の場合	申請戸数が1戸のもの	18,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの	221,000円
			一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300	291,000円

		戸以下のもの	
		一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの	342,000円
一の建築物の申請の場合	住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの	18,000円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	74,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	108,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	159,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	221,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	291,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	342,000円
		共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		72,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		96,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メ		156,000円

					一トルを超え5,000平方メートル以内のもの	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	205,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	247,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	290,000円
			非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	123,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000円

				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円
	その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの			123,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			154,000円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			198,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの			290,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの			361,000円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの			427,000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの			491,000円

備考

- (1) 共同住宅等の一の建築物を申請する場合には、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。
- (2) 共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合には、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。